

公益財団法人公益推進協会 奨学金交付規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人公益推進協会定款に基づき、公益財団法人公益推進協会（以下「財団」という。）が学生等の生活援助と学業支援に寄与するために行う奨学金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(奨学金対象)

第2条 この奨学金の助成対象は以下の者とする。

- (1) 生活困窮等の理由により、学業継続が困難な学生及び生徒
- (2) 文化芸術スポーツ等、一芸に秀でている者
- (3) その他理事会が特別に求めた者

(応募条件)

第3条 この奨学金を受けようとする者は、次の各号のいずれにも適合しなければならない。

- (1) 日本又は海外に住所又は活動の本拠を有すること。
- (2) 学業又は奨学金対象の活動を確実に遂行できる見込みがあること。

(募集方法)

第4条 この奨学金の交付申請は、原則として当財団のホームページや公開された奨学金に関するポータルサイト等により公募する。

(応募方法)

第5条 奨学金に申請しようとする者は、別に定める募集期間内に奨学金申請書に関係書類を添えて、常任理事会に提出しなければならない。

(選考方法)

第6条 申請があったときは、当該申請に係る必要な調査を行い、審査・選考については、マイ基金選考委員会（以下「選考委員会」という）を設置して、選考委員会が行い、審査の結果を常任理事会に答申し、常任理事会が奨学対象と認めたときは、奨学金の交付を決定するものとする。

2 代表理事は、奨学金の交付の決定をしたときは、奨学金交付決定通知書により、申請した者に対しその旨を通知するものとする。

(選考委員会)

第7条 選考委員会は、代表理事が委嘱する3名の役員及び2名以上5名以下の外部委員で構成する。

2 選考委員会は、互選により委員長を選出する。

3 審査にあたっては、応募する者の申請内容の必要性、緊急性等を総合的に考慮して決定する。

(奨学金交付の変更)

第8条 次に掲げる事項は、奨学金の交付の決定に付する条件とする。

奨学金の対象となった内容（以下「奨学金内容」という。）の内容変更（常任理事会が定める軽微な変更を除く。）をする場合には、あらかじめ奨学金内容変更申請書を提出し、常任理事会の承認を受けること。

2 前項に規定するもののほか、常任理事会は奨学金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付すことがある。

(変更による決定の取消)

第9条 常任理事会は、奨学金の交付の決定をした後において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、奨学金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。

(奨学金交付決定の取消)

第10条 常任理事会は、奨学金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、奨学金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) 規定する条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により奨学金の交付を受けたとき。
- (3) その他法令又はこの規程に違反したとき。

2 前項の規定は、奨学金の交付があった後においても適用があるものとする。

(奨学金の返還)

第11条 奨学金の交付を受けた者は、前条の規程により奨学金の交付の決定を取り消された場合において、取消しに係る部分に関し、すでに奨学金が交付されているときは、常任理事会の命ずるところにより奨学金を返還しなければならない。

(報告の義務)

第12条 奨学金の交付を受けた者は、学業又は奨学金の交付を受けて行う活動の状況を適宜報告し、その奨学金がどのように使用されているか明らかにしなくてはならない。

(補 則)

第13条 この規程に定めるもののほか、奨学金の実施に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年9月22日から施行する